DBO事業に係る実施方針策定の見通しについて（日野市日野本町地区複合施設整備・運営事業）

令和８年10月20日

日野市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（以下「PFI法」という。）第15条第１項及びPFI法施行規則第２条の規定に準じ、下記のとおり公表します。

特定事業の名称	事業期間	特定事業の概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期
日野市日野本町地区複合施設整備・運営事業	敷地Ａ（複合施設） 施設整備：３年 維持管理・運営：16年(開業準備期間含む) 敷地Ｂ（複合施設） 施設整備：４年９ヶ月 維持管理・運営：14年３ヶ月(開業準備期間含む) 敷地Ｃ（屋外施設） 施設整備：５年９ヶ月 維持管理・運営：13年３ヶ月 （屋外施設整備前の仮設建築物の維持管理を含まない) 生活・保健センター 運営：19年	既存施設（日野図書館、ひの児童館、日野宿交流館、中央公民館、中央福祉センター）等の段階的な解体・撤去、及び各敷地における複合施設及び屋外施設等の設計・建設を行い、各複合施設等の完成後、開業準備、維持管理及び運営等を実施する。また、生活・保健センターの貸館に係る運営を行う。	敷地Ａ：日野市日野本町七丁目５番43他（既存建物等：ひの児童館、中央公民館、中央福祉センター等） 敷地Ｂ：日野市日野本町七丁目５番14他（既存建物等：日野図書館等） 敷地Ｃ：日野市日野本町七丁目５番６他（既存建物等：日野宿交流館等） 生活・保健センター：日野市日野本町一丁目６番地の２	令和８年11月（予定）